

有限会社 H.I.プランニング 243-0025 厚木市上落合 6 9 7 - 2 Tel/Fax046-230-0890

代表 岩崎 仁志

E-mail : [h-iwasaki@tbz.t-com.ne.jp](mailto:h-iwasaki@tbz.t-com.ne.jp)

## H. I. インフォメーション 2019年11月号

先日気象庁が発表した向こう3カ月の長期予報によると、この冬は概ね暖冬が見込まれる、とのこと。とはいえここ数日、関東地方でも日中の気温はひと桁で推移、各地で真冬を思わせるような寒さが続いています。業界の忙しさもこれからピークを迎えようとしている今、皆様御自身はもちろん社員の体調管理もより念入りに行なっておきたいものです。冷たい屋外での作業や夜間の業務も多い物流業の場合、スタッフの体温も通常より低下しがちになるのでは？ちなみに体温が1度低下すると、体の免疫力も30%低くなるとか。これには諸説ありますが、寒くなってくると多くの人々が、インフルエンザなどウィルス性疾患にかかりやすくなるのは確かです。いずれにせよ長時間低体温が続く状態は避け、定期的に休憩を取ることが理想ですが、他にも思いきり笑ったり、自分なりに少し意識してバランスの良い食事をとるようにする、といっただけでも体温は上昇するそうです。忙しさの中でも、時折社内ではっとできる時間を設け、お互いの健康状態を確認し合いながらコミュニケーションをとることは大切でしょう。

“慌ただし”、“忙しい”を理由にしてしまうと、普段ではあり得ないようなミスや落とし穴にも簡単にはまり込んでしまうこととなります。このような時こそ“かもしれない”を全ての前提にして業務に臨みたいもの。プロの仕事は最後までやり抜いてこそ価値を持つものであることを、是非確認し合っておきたいですね。

### 法を味方に社員を守る

深刻なドライバー不足が解決を見ないまま運送業界は本年も年末の繁忙期に突入しつつあります。従業員への負担を軽減しつつ、荷物も滞らせないことが理想ではありますが、しかし師走の忙しさの中、日々発生する様々な問題への対応も加わり、会社全体が100%以上の許容量を抱え込むことになるのが通年のことでありましょう。それでも裏切る訳にはいかない社会と顧客の信頼を肝に命じて、従業員の皆様には今しばらくの奮闘をお願いしていくしかありません。

思えば本年も物流業界の上空には様々な風が吹き抜けていきました。7月には改正貨物自動車運送法が施行。これにより、それまでどうにもあいまいだった荷主への対策に関する具体例が、付け加えられました。少し思い返してみましょ。例えば業者に対する行いに違反が疑われる段階から、国が勧告を行なうことができるようにもなりましたが、これは荷主に“配慮義務”という形で、より強い圧力がかかることになるものです。改正物流二法も施行されてから20年近い時が過ぎ、その各所に時代とのずれ・ひずみが指摘されるようになってきた今、人手不足や働き方改革といった課題に対応していくためにもより深い部分に踏み込んだ対応が始まった、とも言えそうです。改正を通して重要な顧客である荷主との関わり方にも変化が表れてくるのか、運送業者としても法にのっとり関係改善に向けた努力を行なっていくべきでしょう。人手不足の深刻化は荷主側も同じ。業者に対し、荷待ちや過積載を強いる行為がなくならないのも、そのことが一因としてあるのかもしれない。しかし、今後はそれも違反としてしっかり国から勧告される行為となります。つまり先にも述べた通り運送業者が法令を遵守して業務を遂行できるよう、荷主側も十分配慮しなければならないということです。

これだけ明確に運送業者に寄り添った形で保護を示してある訳ですから、荷主に対し胸を張れるよう事業者側としても日頃より法令に即した運行や業務を続けておかねばなりません。2024年には時間外労働960時間という上限規制も始まります。人材の定着を図る意味でも、まずは来年に向けた自社独自の働き方改革を

検討し直しておく必要があるかもしれませんね。

話は戻りますが、先の法改正は国交省や経産省などが推奨するホワイト物流にもリンクする部分があります。荷主との関係を見直す意味でも参考になるその推奨項目の中には“契約相手を選ぶ際、法令遵守状況を確認する”や“働き方改革に取り組む業者を積極手に選ぶ”など荷主としても更に襟を正していかなければならない事を実感できそうなものが多く含まれています。業界全体の変化に期待したいものです。

時代は確実に進み、人も仕事もそれに合わせた形に変化していく一、この事実をまずしっかり受け止め、企業としての体制もその流れに馴染んで行かねばならないのでしょう。社員達の人生をそのまま背負う企業が、右へ左へそう簡単に舵を切れるものではありません。しかし、経営者の判断と理念が正しい方向を指せばそれら社員達が一緒になってその手を支えてくれるはずで、今後も皆と共に努力を続け、先に進むことだけを考えて参りましょう。

### プロロジス、庫内作業進捗の可視化アプリ共同開発

プロロジス（東京都千代田区）は11月12日、物流ソリューション開発のスタートアップ企業「KURANDO」（クランド、東京都品川区）と共同で倉庫内業務の作業進捗を可視化するアプリ「ロジメーター」を開発した、と発表しました。

同アプリは、事前に登録した庫内作業が「どれくらい進捗しているか」をリアルタイムに把握できるもので、アプリを使用することで作業進捗に応じた適切な人員配置や作業改善につなげることができます。

同社は「WMS（倉庫管理システム）がフォローできない作業では、各作業の進捗状況をホワイトボードなどに書き出し、作業終了後にエクセルなどに入力・集計するケースが多く、煩雑で膨大な時間がかかっているのが現状と分析、また、安価に作業進捗を把握するツールも存在しない」として、同社の倉庫に入居する企業が安価で容易に利用できるアプリを開発したといいます。「ロジメーター」は今後、同社の顧客を中心にプロトタイプ版を提供する予定で、来春にはクランドから完成版が製品化され、一般企業への提供を始める計画です。

### 東京 2020 大会、荷主・物流会社にそれぞれ協力要請

東京都、東京 2020 組織委員会、農林水産省、経済産業省、国土交通省の5者は11月15日、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の交通量抑制・分散・平準化に向けた具体的な取り組み例を明示し、荷主・物流事業者の双方に協力要請を掲げました。

5者は「交通需要マネジメント」（TDM）期間にあたる2020年7月20日～8月10日、8月25日～9月6日に、都心部と首都高速道路の交通量を大会前の30%減、圏央道の内側の交通量を大会前の10%減とすることを目指していますが、「この目標を達成するには物流事業者の取り組みだけでは実現困難」として、今から荷主・物流事業者が一体となって交通量抑制に協力してほしいと要請をおこなったものです。

荷主に対しては、14の具体的な取り組み例を提示し、物流事業者に対しては「2020TDM プロジェクト」への登録を呼びかけています。11月15日時点のプロジェクト参加企業数は3001社（事業所）、協力者は201団体。プロジェクトに参加すると、大会時の混雑予測情報がいち早く知れるほか、交通量抑制に向けたアクションプラン策定の個別コンサルティングを無料で受けることができるなどのメリットを供与する考えです。

### 全ト協、第3四半期景況感発表

全日本トラック協会（全ト協）が11月11日発表した、7-9月期のトラック運送業界の景況感（速報）のうち「品目別」景況感は、消費、建設関連貨物は改善したものの、機械関連貨物が悪化し、続く10-12月期では全ての貨物で悪化傾向となる見通しであることがわかりました。

消費関連貨物は「マイナス 21.1」と 4-6 月期から 3.1 ポイント改善したものの、今後は「マイナス 34.4」と 13.3P 悪化する見通し。建設関連貨物は「マイナス 40.5」から 25.7P 改善の「マイナス 14.8」となりました。機械関連貨物は「マイナス 24.3」と 2.6P の悪化、その他貨物は「マイナス 42.1」で 14.3P 悪化となった模様です。9-12 月期については、消費関連は「マイナス 34.4」、建設関連は「マイナス 42」、機会関連はマイナス「47.1」、その他貨物については「マイナス 50.7」とすべての貨物で悪化傾向にあると分析しています。地域別の一般貨物景況感は、北海道、東北、関東、中国、四国、九州で上がったものの、北陸信越、中部、近畿では低下となりました。

#### 公取委／親事業者、関係団体に下請取引適正化について文書で要請

公正取引委員会は 11 月 15 日、下請取引の適正化について、親事業者約 20 万社及び関係事業者団体約 1100 団体に對し、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって要請したと発表しました。

日本経済は緩やかな回復基調にあるとされ、企業収益の拡大や倒産件数の減少が続くなど経済の好循環が浸透する一方、度重なる災害をはじめ人手不足の深刻化、労働生産性の伸び悩みなど中小企業を取り巻く環境は厳しい面もあります。これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念されるとして、この書面送付となったものです。要請文の内容は 4 点。①親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要であり下請事業者と十分な協議を行い適切な対価の決定を行うこと、また事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うなど下請取引の適正化に努めてもらいたいこと。②本年 4 月より大企業に対して罰則付きの時間外労働の上限規制の適用が開始され、来年 4 月には中小企業に対しても同規制が適用されるなど、政府を挙げて働き方改革を推進中。大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が下請等中小事業者に対する適正なコストを伴わない短納期発注等の「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革を妨げないように努め下請代金支払遅延等防止法等の違反にもなり得る「しわ寄せ」を生じさせないようにしてもらいたいこと。③災害等の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることにより取引のある経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に悪影響を与えることのないよう適切に対処してもらいたいこと。④2019 年 10 月 1 日から消費税率が引き上げられ、併せて消費税の軽減税率制度が実施されたことを受け、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為が生じないよう適切な措置を講じてもらいたいこと。以上 4 点を要望書として送付しています。9 月上旬、関東地方に甚大な被害をもたらした台風 15 号。その対策に民間・行政の油断があったことは、誰もが認めるところでしょう。

#### 国交省、巡回指導と監査連携を強化

国土交通省は 11 月 1 日付で施行された改正自動車運送事業法の中で、運送事業者に関わる規制の適正化及び遵守すべき事項の明確化について 12 項目に及ぶ通達を出しました。今後各地の適正化事業実施機関が行なう巡回指導結果報告を活用するほか、地方運輸支局との監査連携を強化する考えです。

規制の適正化は新規事業者の参入を厳格化し市場の乱れを防ぐほか、事業者が遵守すべき事項の明確化は既存事業者の容易な事業計画を厳格化するもの。

通達には行政処分基準の強化、輸送安全確保命令の発動基準、地方適正化事業実施機関及び運輸支局との連携強化などを明確に示しています。適正化事業実施機関による巡回指導で点呼未実施、過労運転防止措置が不適切、健康診断。社会保険複数未実施、などの指摘があった場合、運輸支局が監査に入り、それでも改善されない場合は行政処分と輸送安全確保命令発出するものです。その後の改善確認監査で改善が見られない場合、再度安全確保命令を発出することなく許可取り消しとなります。また巡回指導の結果、総合判定が E の場合は安全確保命令が直ちに発動される他、D 判定

でも3カ月以内の改善報告義務が課せられました。E判定基準は、巡回指導項目37項目中、適正が6割未満、D判定は7割未満。運行・整備管理者未選任や過労防止配慮に欠ける乗務割などが明らかになった場合は1ランク下げられます。これまで小規模事業者に行き届かなかった運輸支局による指導監査が適正化事業実施機関との連携強化で、大幅に改善され、より法令遵守した輸送事業者にはメリットが出てきそうです。

### SGHD、セイノーHDと業務連携範囲を拡大

SGホールディングスは、セイノーホールディングスと進めている業務連携のトライアルを拡大し、新たな取り組みを開始することを明らかにしました。両社は業務連携のトライアルとして、ことし9月から青森県下北郡で共同配送を開始し、幹線輸送でも関東から中部、北東北から関東の区間で共同運行を実施していますが、次期フェーズではこれらのトライアルを水平展開すると同時に、新たに「拠点の相互利用」「第二インフラ（重量物、大量ロットなど）の融合」「年末繁忙期対応」に取り組むことにしたものです。

両社は今年8月2日、業務提携に向けた検討を進めていくことで基本合意した、と発表していました。「持続可能でより利便性の高い輸送サービスを提供していくことが運輸・物流事業者としての社会的使命」との認識で一致したもので、課題とされているドライバー不足やこれに伴う人件費の増加が物流企業の経営を圧迫しつつあるなか、両社は「企業の枠組みを超えた幹線輸送の共同運行や共同配送」などの連携に向けた協議を進め、トライアルを実施する計画でした。また、両社のワーキングチームではトライアルの効果検証を進め、今後の展開に生かしていく考えです。

### お知らせ

- ・国際物流総合研究所では2019年7月から物流子会社・3PL事業者の経営者をメンバーとする“物流経営者サロン”を開始いたしました。メーカー同士の共同配送などメーカー主導の動きが活性化している中、物流事業者での取り組みを更なる活性化を目指すべく、互いの取り組みや時事を共有することで、自社だけでは実現出来ない事や効率化を進めるきっかけなどのヒントを得る場を提供させて頂きたいと思っております。本会の趣旨としては旬なテーマをモデレーターが選定、各社より自社の取り組みを発表して頂くと共に、ディスカッション・意見交換を行うことで物流業者としての理想形を目指すものです。終了後には懇親会を設け、普段お会いできない方同志の出会いや業界内の強力なネットワークを築ききっかけの場を提供させていただきます。年6回奇数月第一火曜日に開催する予定。参加費用は、1年間1人12万円(税別、懇親会費用は別途)、第4回目は1月14日午後4時開催いたします。テーマは“IT, IoT, 物流新技術の現状と課題”です。1回ごとの参加も可能。詳細Tel03-3667-1571迄。
- ・国際物流総合研究所では幹部向けの物流経営塾第14期を7月から開講いたしました。第6回は2019年12月11日(水)。(株)アイオシステムの西田光男常務が“待ったなしの物流効率化法”のテーマで講演。弊社岩崎も“ムダをなくすには”のテーマで講演致します。参加費用は1人24万円、申込金10万円(いずれも税別、HIP顧問企業は不要)となります。1回ごとの参加も可能です。小人数による物流業2世経営者、物流業幹部の為の実践的なスタディと現場見学など充実した内容で、実績ある講師陣も多く揃っております。物流子会社や大手・中堅物流企業幹部の方等もこれまで多く参加され好評です。詳細は国際物流総合研究所Tel03-3667-1571 <http://www.e-buturyu.jp/magazine/contents/keiei14.pdf>
- ・HIプランニングでは、各種課題に最適なソリューションを提供させていただきます。環境改善にも役立つ話題の車載機器各種(矢崎エナジーシステム社製など)をはじめ、高性能と多くの実績で各界からの評判も高い製品を御紹介いたします。
- ・ドライバーから見えない死角を雨天や夜間でも鮮明な画像を通じて安全運転をサポートする、日本ヴェューテックの「リアビューモニター」。ドライブレコーダーや通信機器とのシステム連携、多カメラ化など車載機器を中心に幅広く展開しています。また、駐車場やオフィスなどのセキュリティカメラもリーズナブルな価格でご提供。サービス内容も高い評価を得ています。HIP紹介によりサービス価格での提供も可能です。